

政 策 評 価 結 果 書

平成 14 年 4 月 9 日
(最終改訂同年 7 月 10 日)
生産局総務課長

政策分野 家畜衛生対策
政策分野主管課 生産局畜産部衛生課
関 係 課

1 目標値（目標年度）

（1）目標値

国内における海外悪性伝染病（口蹄疫、牛痘、アフリカ豚コレラ）の発生がないこと（平成 13 年度）

牛、豚における家畜伝染病の発生率について、過去 5 年間の発生率の平均値を超えないこと（平成 13 年度）

（2）サブ指標

家畜の疾病による事故率が過去 5 年間の最大値を超えないこと（平成 13 年度）

動物用医薬品等の安全性の確保・品質の改善 100%（平成 13 年度）

獣医師の免許取消及び業務の停止に係る適切な措置 100%（平成 13 年度）

目標値算定の考え方

我が国の家畜伝染病の発生予防及びまん延防止、動物検疫の適切な実施等を確保するとの観点から、これらの指標を設定。

2 評価結果

（1）有効性評価及び必要性評価

目標値

13年度実績 0 件 牛：平均比 0.0004 ポイント上昇、豚：平均比 0.00002 ポイント低下

達成状況 - -

達成ランク - -

サブ指標

13年度実績 集計中 100% 100%

達成状況 - - -

達成ランク - - -

各指標の達成ランクについては、そもそも目標設定が不十分であったこと等を踏まえ、「-」とした。

所見

ア 我が国畜産業の振興を図りつつ、消費者に対して安全で安心な畜産物を供給するためには、家畜疾病の発生の予防及びまん延の防止を図ることが必要である。

このため、家畜伝染病予防法に基づく国内防疫及び動物検疫の実施をはじめとして、衛生指導の推進、動物用医薬品等の安全性の確保及び品質の改善等の家畜衛生対策を講じてきたところであり、これらを通じて、我が国の家畜伝染性疾病の清浄性等が確保されているものと考えられてきた。

イ 平成13年度政策評価を実施するに当たっては、引き続きこうした家畜衛生対策の適切な実施を図り、我が国における家畜伝染性疾病の清浄性等を維持するとの観点から、本政策分野を設け、上記の各指標を目標値又はサブ指標として設定したところである。なお、これらの指標に関しては、一部を除き、目標どおりの達成状況となっている。

ウ しかしながら、平成13年9月、我が国において初めてBSEが発生したことにより、大きな社会的混乱が引き起こされ、家畜衛生行政に対する信頼は大きく損なわれた。このため、その問題点を整理し改善することが必要となった。

エ 本年4月に取りまとめられた「BSE問題に関する調査検討委員会」においても指摘されているとおり、BSEに関する過去の行政対応上の具体的問題点としては、主に以下のものが考えられる。

危機意識の希薄さと危機管理体制の不備 例えば、BSE発生時の緊急対応マニュアルを策定していなかった等最悪のケースを想定していなかった。また、昨年のEUのステータス評価に対し、EUの評価基準がOIEの評価基準とかけ離れていたことなどから評価の中止を要請した。

生産者優先・消費者保護軽視の行政 例えば、情報伝達の混乱に伴う風評被害を警戒して、国民への正確な情報の公開と透明性の確保が不十分であった。

関係省庁等との連携不足 例えば、BSE発生前は農林水産省と厚生労働省のそれぞれにおいて、異なる基準によりサーベイランスが行われていた。

EUステータス評価の際にも、厚生労働省との十分な協議を行わなかった。

今後は、これらの事実を厳粛に受けとめ、国民の信頼と安心の回復に向けて全力を挙げて取り組むことが必要である。

オ 平成13年度の本政策分野の評価については、前述のとおり、当初設定された目標値等からすれば、ほぼ順調な達成状況となるところである。しかしながら、BSEの発生により、消費者に対して安全で安心な畜産物を供給するという家畜衛生対策の目標について、達成できたとは到底言いがたい状況に陥ったことに鑑みれば、そもそもその目標値等の設定が不十分であったと言える。こうした状況を踏まえ、本分野の各指標の達成ランク付けについては「-」とする。なお、平成14年度の評価を行うに当たっては、目標値等のあり方の見直しについて検討する必要がある。

3 改善の方向

ア 前述のとおり、BSEに関する過去の行政対応については、次の問題があつたと考えられる。

危機意識の希薄さと危機管理体制の不備
生産者優先・消費者保護軽視の行政
関係省庁等との連携不足

- イ 今後は、これらの事実を厳粛に受けとめ、消費者保護をより一層重視し、「食」の安全と安心の確保を図る観点から、厚生労働省との緊密な連携の下、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションといった「リスク分析」の考え方に基づき、家畜衛生行政の改革に積極的に取り組むこととしている。
- ウ 具体的には、
　　消費者保護の観点からの家畜伝染病予防法への公衆衛生上の視点の導入
　　厚生労働省との連携の強化
　　消費者に対し適切な情報の公開・提供等を行うリスクコミュニケーションの実施
等の検討を行う。
- エ また、これらの改善方向を踏まえ、家畜衛生対策が有効に機能しているかを把握する目標値について検討することとする。
- オ なお、今後の食品安全行政のあり方に関しては、食品安全行政に関する関係閣僚会議において、食品の安全に関するリスク評価を行う食品安全委員会（仮称）を設置するとともに、消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律として食品安全基本法（仮称）を制定することとされたところであり、これらを踏まえ、適切に対応していく考えである。

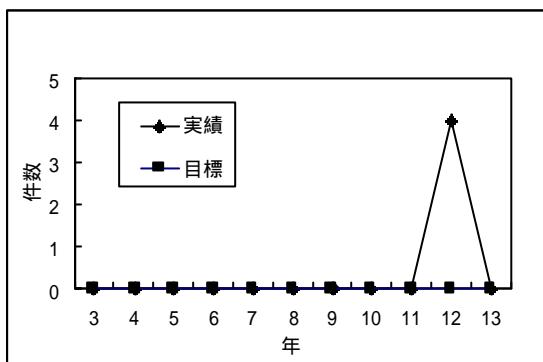
政 策 評 價 シ ート

政策分野	家畜衛生対策		
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：生産局畜産部衛生課 関 係 課：該当なし		
目 標	目標年度	-	
	目 標 値	海外悪性伝染病の侵入発生防止 : 国内における海外悪性伝染病（口蹄疫、牛痘、アフリカ豚コレラ）の発生がないこと。 国内の家畜伝染病の清浄性の維持 : 牛、豚における家畜伝染病の発生率について、過去5年間の発生率の平均値を超えないこと。	現状値 (公表時の数値) 4件 (平成12年実績)
	サブ指標	家畜の疾病発生に係る適切な衛生指導の実施 : 家畜の疾病による事故率を指標とし、当該年の事故率が過去5年間の事故率の最大値を超えないこと。 動物用医薬品等の安全性の確保・品質の改善 100% : 動物用医薬品等の検査・検定の結果、前年度に品質・安全性に問題があった件数のうち、全てが改善されること。 獣医師の免許取消及び業務の停止に係る適切な処理 100% : 獣医師の免許取消等の事案が発生した場合、獣医事審議会の意見を聞いて適切な措置が実施されていること。	現状値 家畜の疾病による事故率 (%) 乳用牛：平成6～10年度最大値(86.6)に対し、1.5ポイントの減少(平成11年85.1)。 肉用牛等：平成6～10年度最大値(45.6)に対し、0.7ポイントの減少(平成11年44.9)。 種豚：平成6～10年度最大値(28.5)に対し、3.3ポイントの減少(平成11年25.2)。 100% (平成12年度実績)

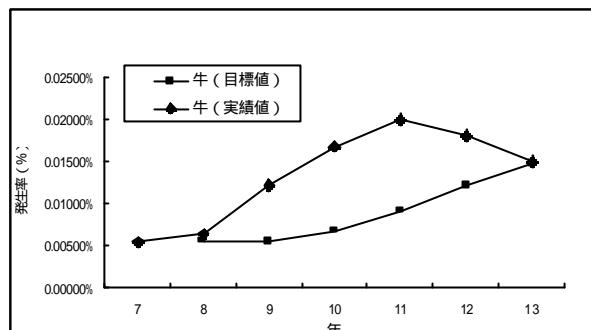
関係者が取り組むべき課題	海外からの家畜の伝染性疾病の侵入防止 国内における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延の防止 家畜疾病の発生予防、発生時の対策及び畜産物の安全性の確保等に係る適切な家畜衛生指導等による家畜衛生の向上 動物用医薬品等の安全性の確保・品質の改善 適切な獣医療の確保					
年 度	13年度 (見込み)	14年度	15年度	16年度	17年度	
目標に係る各年度の実績値及び達成状況	海外悪性伝染病の侵入発生防止					
	実績値	0 件				
	達成状況	- %	单年度累計 %	单年度累計 %	单年度累計 %	单年度累計 %
	国内の家畜伝染病の清浄性の維持					
	実績値	牛： 過去 5 年間の 平均に対し 0.0004 ポイント 増加 豚： 過去 5 年間の 平均に対し 0.00002 ポイント 減少				
	達成状況	牛： - % 豚： - %	单年度累計 %	单年度累計 %	单年度累計 %	单年度累計 %
	家畜の疾病発生にかかる適切な衛生指導の実施					
	実績値	秋頃とりまとめ				
サブ指標値	達成状況	%	单年度累計 %	单年度累計 %	单年度累計 %	单年度累計 %
	動物用医薬品等の安全性の確保・品質の改善					
	実績値	100 %				
	達成状況	100 %	单年度累計 %	单年度累計 %	单年度累計 %	单年度累計 %
	獣医師の免許取消及び業務の停止に係る適切な処理					
実績値	100 %					
達成状況	100 %	单年度累計 %	单年度累計 %	单年度累計 %	单年度累計 %	单年度累計 %

目標値と実績値の推移

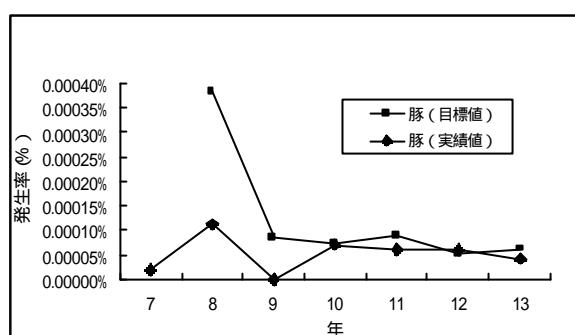
海外悪性伝染病の発生件数



家畜伝染病の発生率（牛）



家畜伝染病の発生率（豚）



達成状況に対するコメント

13年度

13年9月に我が国では初めて牛海綿状脳症（BSE）が発生し、大きな社会的混乱を引き起こした。このため、発生時における厚生労働省、都道府県等との連携や死亡牛の検査を含むサーベイランス体制の強化等を示した検査マニュアルの策定、肉骨粉等の動物性加工たん白質の輸入の一時停止、サーベイランス体制の整備、感染ルートの調査等の防疫措置を講じ、BSEの発生予防及びまん延防止対策に努めているところである。

また、今般の発生及び今後の防疫措置を円滑に実施するため、家畜伝染病予防法の改正に向けて作業中である。

更に、動物検疫については、「動植物検疫・輸入食品安全性対策本部」を設置し、今後のあり方について検討しているところである。具体的には、我が国への畜産物輸出国のBSEステータス評価、輸入検疫対象物等の見直し等を実施することとしている。

しかしながら、BSEの侵入防止に関する過去の行政対応、厚生労働省や都道府県との連携、発生当初の混乱等について国民から様々な指摘を受けているところであり、行政対応上の問題点の解明を含め、今後の畜産・食品衛生行政の改革を睨み「BSE問題に関する調査検討委員会」の場で検討が行われてきたところである。

4月2日にとりまとめられた報告書では、危機意識の欠如と危機管理体制の欠落、農林水産省と厚生労働省の連携不足等の厳しい指摘を受けたところである。

これらの指摘を踏まえ、今後はリスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションといった「リスク分析」の考え方に基づき、家畜衛生行政の改革に取り組むこととしたい。

BSEの発生以外については、以下のとおり。
目標については、アフリカ豚コレラについてこれまで我が国での発生はなく、牛疫については大正13年の最終発生以

降、我が国での発生はない。口蹄疫については、明治41年の発生以降発生がなかったが、平成12年3月に92年ぶりに口蹄疫が発生した。しかし、都道府県、関係団体が一体となった迅速な防疫措置により、半年で清浄国に復帰した。目標については、牛の家畜伝染病について、ヨーネ病の検査強化に伴い発生率（摘発率）が増加傾向にあり、過去5年間の平均値を超えており、このため、定期検査による患畜の摘発と殺処分、畜舎等の消毒等の衛生監理の徹底によるまん延防止を図ることとしている。一方、豚の家畜伝染病については、近年大きな流行はなく、比較的平穏に推移している。

14年度

15年度

16年度

17年度

参考指標

目標値の過去の実績値

海外悪性伝染病の発生件数

	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年 (見込み)
口蹄疫	0件	0件	0件	0件	0件	4件	0件
牛 痘	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
アフリカ豚コレラ	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

家畜伝染病の発生率(%)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度 (見込み)
牛疾病	0.0055	0.0063	0.0121	0.0167	0.0198	0.0180	0.0150
豚疾病	0.00002	0.00011	0.00000	0.00007	0.00006	0.00006	0.00004

家畜伝染病の発生率(%) = 牛又は豚の家畜伝染病の発生頭数 / 牛又は豚の飼養頭数 × 100

**サブ指標値の過去の実績値
過去 5 年間の家畜の疾病による事故率 (%)**

	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度 (速報値)	13 年度
乳用牛	85.0	83.8	82.6	86.6	85.1	87.2	調査予定
肉用牛等	43.1	44.1	44.0	45.6	44.9	43.9	調査予定
種豚	28.5	27.1	26.4	27.6	25.2	23.6	調査予定

出典：「家畜共済統計表」

家畜の疾病による事故率 (%) = 家畜共済により牛、豚での家畜の疾病による共済金の支払いが行われた頭数 / 牛、豚の家畜共済への加入頭数 × 100

過去 5 年間の動物用医薬品等の安全性の確保・品質の改善率 (%)

	12 年度	13 年度 (見込み)
改善率	100	100

(注) 本政策評価の実施に伴い、平成 12 年度実績から調査を開始したもの。

獣医師の免許取消及び業務の停止に係る適切な処理率 (%)

	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度 (見込み)
処理率	100	100	100	100	100	100	100

備 考

政策分野及び政策目標値算出の考え方

政策分野	家畜衛生対策
目標年度	-
目標 値	<p>海外悪性伝染病の侵入発生防止 ：国内における海外悪性伝染病（口蹄疫、牛痘、アフリカ豚コレラ）の発生がないこと。</p> <p>国内の家畜伝染病の清浄性の維持 ：牛および豚の家畜伝染病の発生率が、過去5年間の牛および豚の家畜伝染病の発生率の平均を超えないこと</p>
上位計画	-
目標年度	-
目標 値	-

〔政策分野の全般的考え方〕

畜産業において、「食料・農業・農村基本法」に掲げられる生産努力目標の達成にあたっては、畜産業に重大な影響を与える家畜疾病の発生予防、まん延防止を図ることが重要である。このため、国内における家畜疾病の発生予防、まん延防止及び動物検疫等を家畜衛生対策として政策分野を設け、施策を講じていくことが重要である。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

家畜衛生の推進により安定的な畜産の振興を図る観点からは、家畜疾病的発生の低減による生産性の向上及び生産コストの低減を図るとともに、消費者の食品に対する安全性への要求に応えることが重要である。

このような中で、平成9年の台湾における口蹄疫の大規模な発生、平成12年の我が国における92年ぶりの口蹄疫の発生、平成13年2月の英国における口蹄疫の大規模な発生及び欧州本土での続発に加え、欧州における牛海綿状脳症（BSE）の発生の拡大等により、国内への海外悪性伝染病の侵入防止及び発生時の適切な防疫措置の重要性が認識された。

これらのことと踏まえ、家畜衛生対策に係る目標を設定し、万全な家畜衛生対策の実施を目指すことが必要である。目標の設定にあたっては、既に我が国における家畜伝染病の発生が極めて低いこと、動物検疫については引き続き侵入防止措置の万全を期すことが重要であることを踏まえ、家畜衛生を取り巻く諸要因に適切に対応し、引き続き我が国における家畜の伝染性疾病的清浄性を維持することに重点をおいて設定することとする。また、サブ指標として家畜の疾病発生に係る適切な衛生指導の実施、動物用医薬品等の安全性の確保・品質の改善及び獣医師の免許取消及び業務の停止に係る適切な処理を設定する。

〔政策目標値の算出方法〕

目標値 動物検疫については、国内への海外悪性伝染病（口蹄疫、牛痘、アフリカ豚コレラ）の侵入防止を図ることが主要な目的と考えられることから、国内における海外悪性伝染病の発生がない（0件）ことを目標とする。

また、万一、国内においてこれらの疾病の発生が認められた場合には、適切に侵入防止対策の見直し、強化等が図られたかを評価しこれに代える。

目標値 国内防疫については、家畜の伝染性疾病の発生予防、及びまん延防止が主要な目的と考えられることから、国内における家畜伝染病（家畜伝染病予防法に定める23疾病）の主要な畜種（牛、豚）別の発生状況を指標とする。

また、現在の我が国における家畜伝染病の発生が極めて少ない数値で推移していることから、偶発的要因による増減の影響を勘案して、過去の発生状況と比べ顕著な増加がないことを目標値として設定する。なお、想定し得ない要因により一時的な流行が認められた場合には、これに対する適切な防疫措置が図られたことを評価しこれに代える。

具体的には、主要な家畜である牛及び豚の家畜伝染病の発生率を指標とし、当該年の発生率が過去5年間の発生率の平均を超えないことを目標とする。

家畜伝染病の発生率 = 牛及び豚の家畜伝染病の発生頭数 / 牛および豚の飼養頭数 × 100

サブ指標 都道府県が、家畜保健衛生所法に基づき設置している家畜保健衛生所により、生産者等に対する家畜衛生に関する思想の普及及び向上、家畜の保健衛生上必要な検査等を実施すること等により、農家における家畜疾病発生の低減が図られると考えられることから、主要な家畜である牛及び豚における家畜の疾病による事故率を指標とする。目標の設定にあたっては、目標における家畜伝染病と異なり、法に基づく殺処分等の対象となっておらず、家畜飼養密度の上昇等、疾病の発生を引き起こす要因が増加傾向にあると考えられることから、当該年の発生率が過去5年間の発生率の最大値を超えないことを目標とする。

家畜の疾病による事故率

= 家畜共済により牛、豚での家畜の疾病の発生による共済金の支払いが行われた頭数
/ 牛、豚の家畜共済への加入頭数 × 100

サブ指標 薬事法に基づき、動物用医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保のため、承認、許可、検査・検定の実施等により、家畜衛生の向上を図ることを目的としている。動物用医薬品等の安全性等の確保のため、動物用医薬品等の検査等の結果、前年度に安全性等に問題があった件数の全てについて、適切に指導等を実施し、その全てが改善されることを目標とする。

サブ指標 獣医師法及び獣医療法に基づき、獣医師として適当な知識、技能等を有している者に対して農林水産大臣が免許を付与するとともに、地域の実態に即した適切な獣医療の確保等を実施することにより、家畜衛生の向上を図ることを目的としている。適切な獣医療を確保するため、罰金以上の刑に処せられること等により獣医師の免許取消又は業務の停止に係る事案が発生した場合、その全てについて獣医事審議会の意見を聴いて適切な処理が行われることを目標とする。

政策手段シート

政策分野	家畜衛生対策	(1/2)
政策手段等 (単位:千円)	施策の内容 (目標、サブ指標との関連)	実績及びそれに対する所見
家畜衛生対策事業 (2,038,388) [生産局衛生課]	家畜衛生検査の推進、家畜伝染病発生時の危機管理体制の整備、家畜の損耗防止と生産性の向上を図るためのガイドラインの策定等を実施。 (目標、サブ指標、)	各県の事業計画に基づき事業を推進した。
農畜産業振興事業団指定助成対象事業のうち家畜衛生関連事業 (7,705,168) [生産局衛生課]	家畜衛生の推進に資するため、組織的ワクチン接種の推進、家畜伝染病の万一の発生に備えた互助基金の造成、緊急接種用ワクチンの製造・備蓄等の支援、家畜伝染病発生時の感染畜の処理体制の構築、代謝障害等対策、生産段階での畜産物の安全性確保対策、獣医療提供体制の整備、海外開発ワクチン等実用化の推進等を実施。 (目標、サブ指標、)	家畜衛生の推進に資するため、組織的ワクチン接種の推進、互助基金の造成、緊急接種用ワクチンの製造・備蓄等の支援、家畜伝染病発生時の感染畜の処理体制の構築、代謝障害等対策、生産段階での畜産物の安全性確保対策等を実施した。 (実績は集計中)
家畜伝染病予防費 (996,350) [生産局衛生課]	家畜伝染病のまん延防止のために行われた患畜、疑似患畜の殺処分を実施するとともに、汚染物品の焼却等について手当金等を交付。 (目標)	患畜、疑似患畜の殺処分を実施し、汚染物品の焼却等について手当金を交付した。 (へい殺畜等棄却手当交付金支払実績 : 302,081 千円) (焼却埋却費交付金支払実績 : 15,977 千円)等
動物検疫所 (4,165,420の内数) [生産局衛生課]	家畜伝染病予防法に基づき、輸入される動物・畜産物等を介した海外悪性伝染病等の侵入を防止するための動物検疫を実施する組織 (目標)	輸入される動物・畜産物に対し、動物検疫を実施したところ、伝染性疾病の発見等があった。 (実績は集計中)
薬事監視事務委託費 (7,730) [生産局衛生課]	製造所のGMP適合状況の確認等により、動物用医薬品の品質、有効性及び安全性を確保。 (サブ指標)	GMP適合状況の確認 : 537 件(見込み)
動物用医薬品等安全性及び有用性確認調査委託費 (43,581) [生産局衛生課]	安全性及び有用性の確認調査を実施し、動物用医薬品等の適正な使用方法を確立。 (サブ指標)	安全性及び有用性の確認調査を実施した。 動物用医薬品 : 9 件(見込み) 飼料用添加物 : 2 件(見込み)
動物医薬品検査所 (940,933の内数) [生産局衛生課]	薬事法に基づき、動物用医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保のため、検査・検定等を実施する組織。 (サブ指標)	(13年12月末現在) 薬事法に基づき、動物用医薬品の検査・検定等を実施した。 検定 : 588 件 命令検査 : 343 件

政策分野	家畜衛生対策	(2/2)
政策手段等 (単位:千円)	施策の内容 (目標、サブ指標との関連)	実績及びそれに対する所見
食品産業等振興資金利子助成補助金のうち家畜診療施設整備貸付金関係 (115,533) [生産局衛生課]	家畜の診療施設の整備を推進。 (目標)	平成12年12月に新たな基本方針を公表し、これに即した都道府県計画が策定中であったため、実績が乏しい。
家畜伝染病予防法 [生産局衛生課]	国内防疫及び動物検疫を実施することにより、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図る。 (目標 、 、 サブ指標)	家畜伝染病予防法に基づき、国内防疫及び動物検疫に関する政策を実施した。 9月に我が国で初めてBSEが発生し、その後2件の発生が確認された。
家畜保健衛生所法 [生産局衛生課]	都道府県が家畜衛生対策を講じる実施機関として、家畜保健衛生所を設置する根拠を規定。 (目標 、 サブ指標)	(13年3月末現在) 全国で183ヶ所の家畜保健衛生所が設置されている。
薬事法 [生産局衛生課]	家畜等の疾病的診断、予防、治療等を目的として使用される動物用医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な承認、許可、検査等を実施。 (サブ指標)	(13年12月末現在) 薬事法に基づき、動物用医薬品の承認、許可、検査等を実施した。 承認:437件 許可:294件
獣医師法、獣医療法 [生産局衛生課]	獣医師の育成を図るとともに、地域の実態に即した適切な獣医療の確保等。 (サブ指標)	獣医師法に基づき、第52回獣医師国家試験を実施し、992人が合格した。 また、獣医師の育成を図るため卒後研修を実施した。

目標値の設定方法

目標値 国内における海外悪性伝染病(口蹄疫、牛痘、アフリカ豚コレラ)の発生がないこと。

平成13年はいずれも発生がないため0件となる。

目標値 牛、豚における家畜伝染病の発生率について、過去5年間の発生率の平均値を超えないこと。

家畜伝染病の発生率

$$\text{家畜伝染病の発生率} (\%) = \frac{\text{家畜伝染病 } ' \text{の発生頭数 (年間)}}{\text{飼養頭数}} \times 100$$

1 家畜伝染病の種類

牛】牛痘、牛肺痘、口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、伝染性海綿状脳症

豚】牛痘、口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ病、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病

過去5年間の発生率の平均を超えない

当該年の発生率 (%) < 過去5年間の発生率の平均 (%)

【】

$$\boxed{\text{平成13年の発生率 : } 0.0150\%} = 680\text{頭} / 4,530\text{千頭} \times 100$$

$$\boxed{\text{過去5年間の平均値 : } 0.0145\%}$$

$$\left. \begin{array}{l} \text{平成8年 } 306\text{頭} / 4,828\text{千頭} \times 100 = 0.0063\% \\ \text{平成9年 } 576\text{頭} / 4,750\text{千頭} \times 100 = 0.0121\% \\ \text{平成10年 } 786\text{頭} / 4,708\text{千頭} \times 100 = 0.0167\% \\ \text{平成11年 } 923\text{頭} / 4,658\text{千頭} \times 100 = 0.0198\% \\ \text{平成12年 } 824\text{頭} / 4,587\text{千頭} \times 100 = 0.0180\% \end{array} \right\}$$

$$\text{平成13年の発生率} - \text{過去5年間の平均値} = 0.0150 - 0.0145 = \boxed{0.0005\text{ポイント}}$$

したがって、平成13年における牛の家畜伝染病の発生率は過去5年の平均値と比較して0.0005ポイントの増加となる。

【豚】

$$\boxed{\text{平成13年の発生率 : } 0.00004\%} = 4\text{頭} / 9,785\text{頭} \times 100$$

$$\boxed{\text{過去 5年間の平均値 : } 0.00006\%} \left. \begin{array}{l} \text{平成 8年} \quad 11\text{頭} / 9,900\text{千頭} \times 100 = 0.00011\% \\ \text{平成 9年} \quad 0\text{頭} / 9,823\text{千頭} \times 100 = 0.00000\% \\ \text{平成10年} \quad 7\text{頭} / 9,904\text{千頭} \times 100 = 0.00007\% \\ \text{平成11年} \quad 6\text{頭} / 9,879\text{千頭} \times 100 = 0.00006\% \\ \text{平成12年} \quad 6\text{頭} / 9,806\text{千頭} \times 100 = 0.00006\% \end{array} \right\}$$

$$\text{平成 13年の発生率} - \text{過去 5年間の平均値} = 0.00004 - 0.00006 = \boxed{0.00002\text{ポイント}}$$

したがって、平成 13 年における豚の家畜伝染病の発生率は過去 5 年の平均値と比較して 0.00002 ポイントの減少となる。

サブ指標の設定方法

サブ指標 家畜の疾病による事故率を指標とし、当該年の事故率が過去5年間の事故率の最大値を超えないこと。

家畜の疾病による事故率

$$\text{家畜の疾病による事故率 (\%)} = \frac{\text{疾病傷害事故 } ^1\text{で家畜共済より支払いが行われた件数 } ^2(\text{年間})}{\text{家畜共済への加入頭数 (年間)}} \times 100$$

1 疾病傷害事故の病類

循環器病、血液及び造血器病、呼吸器病、消化器病、泌尿器病、生殖器病、神経系病、感覚器病、内分泌及び代謝疾患、運動器病、皮膚病、中毒、ウイルス病、細菌・真菌病、原虫・寄生虫病等

2 支払いが行われた延べ頭数を示している。

当該年の事故率が過去5年間の事故率の最大値を超えない

当該年の事故率 (\%) < 過去5年間の事故率の最大値 (%)

【乳用牛】

平成8年 1,408,021件 / 1,680,047頭 × 100 = 83.8%
平成9年 1,379,620件 / 1,669,281頭 × 100 = 82.6%
平成10年 1,413,417件 / 1,632,081頭 × 100 = 86.6%
平成11年 1,352,394件 / 1,589,055頭 × 100 = 85.1%
平成12年 1,365,891件 / 1,567,052頭 × 100 = **87.2%** (速報値) 過去5年間で最大値
平成13年 調査中

【肉用牛等】

平成8年 1,055,018件 / 2,392,567頭 × 100 = 44.1%
平成9年 1,058,293件 / 2,403,586頭 × 100 = 44.0%
平成10年 1,090,013件 / 2,391,469頭 × 100 = **45.6%** 過去5年間で最大値
平成11年 1,065,808件 / 2,374,857頭 × 100 = 44.9%
平成12年 1,045,362件 / 2,378,584頭 × 100 = 43.9% (速報値)
平成13年 調査中

【種豚】

平成8年 42,364件 / 156,037頭 × 100 = 27.1%
平成9年 41,345件 / 156,563頭 × 100 = 26.4%
平成10年 41,754件 / 151,043頭 × 100 = **27.6%** 過去5年間で最大値
平成11年 36,711件 / 145,861頭 × 100 = 25.2%
平成12年 36,425件 / 154,105頭 × 100 = 23.6% (速報値)
平成13年 調査中

サブ指標 動物用医薬品等の検査・検定の結果、前年度に品質・安全性に問題があった件数のうち、全てが改善されること。

平成13年度において、動物用医薬品等の検査・検定を行った結果、試験不適合、表示不備等の理由で品質・安全性に問題があった件数は8件。これらについて指導を行った結果、全てについて改善されたため、達成率は100%となる。(見込み)

サブ指標 獣医師の免許取消等の事案が発生した場合、獣医事審議会の意見を聞いて適切な措置が実施されていること。

平成13年度において、獣医師の免許取消等の事案が発生した件数は3件。これらすべてについて、獣医事審議会の意見を聞き、業務停止措置を実施したため、達成率は100%となる。(見込み)